

鳥取県小学生バレーボール連盟倫理規定

(目 的)

第1条 この規定は、鳥取県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）関係の選手、指導者、ベンチスタッフ、保護者等（以下「関係者」という。）及び役員が、それぞれの責務に反し、逸脱する行為を行うことにより、疑惑や不信感を招き、批判をうけることのないようにすることを目的に、本連盟の関係者及び役員倫理規定を定める。

(責 務)

第2条 関係者及び役員は、本連盟の定める規定や決定事項及び競技規則等を遵守し、他の模範となるよう行動し、小学生バレーボールの健全な育成、普及、発展に努めなければならない。

(行 為)

第3条 関係者は著しく品位を失う行為をしてはならない。

- 1 本連盟の規定や決定事項に従わないこと。
- 2 JVA 及び日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）の指導に従わないこと。
- 3 言葉による暴力、体罰や暴力行為及び飲酒を伴う指導及び、大会又は競技中に、教育的配慮に欠ける言葉づかい等を行うこと。
- 4 競技における不正行為を期待して、役員、審判、相手チーム関係者との間で金品を授受すること並びに、関係者に事前に接触すること。
- 5 社会的倫理に反するような、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
(移籍は、選手の住所変更、転校によるものはJVA及び日小連規定に準ずる。)
- 6 その他、著しく社会的倫理に反する行為を行うこと。

(処分内容)

第5条 該当者は、競技会及びチームの活動（練習及び練習試合等）への参加資格の一定期間、又は小学校卒業までの停止、又は次に定める（平成18年3月：全国理事長会承認事項）処分を行う。ただし、違反の事実が該当者の故意ではなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

- 1 レベル1
口頭による厳重注意及び日小連に氏名を報告する。
(言葉による暴力、飲酒を伴う指導等)
- 2 レベル2
文書による厳重注意及び反省書を提出をする。
(レベル1の繰り返し等)
- 3 レベル3
一定期間（1年以内）の指導及びベンチ入りを禁止する。
(体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為等)

4 レベル4

- (1) 指導及びベンチ入り禁止（1年以上）及び指導資格、役職を剥奪する。
- (2) 大会、交流会開催時に起きた場合は、その大会の開催を禁止する。
- (3) 本連盟役員の反省書を日小連に提出する。
(著しい体罰・暴力行為、レベル3以上の繰り返し)

5 レベル5

- 永久追放及びチームの解散とする。
(刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等)

(処分決定)

第6条 処分は倫理委員会において決定するものとし、必要に応じ、該当者の意見を聴くことができるものとする。

(請 求)

第6条 関係者及び役員、又は本連盟に関係する者は、第3条各号の規定に反する行為があった時、又は判明した場合は、口頭又は書面により審議を請求することができる。

(倫理委員会)

第7条 倫理委員の構成は、本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

- 2 倫理委員会は、必要に応じ本連盟の理事長が召集し、議長を務める。

附 則

- 1 この規定は、平成21年4月5日から適用する。

附 則

- 1 この規定は、平成24年4月1日から適用する。